

平成31年3月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成31年3月13日(水)午後2時
- 2 招集場所 第1会議室
- 3 出席者 教育長 大場健哉
教育長職務代理者 遠藤一幸
二番委員 高橋明子
三番委員 荒明美恵子
四番委員 大森佳彦
- 4 出席職員 教育部長 江花一治
教育部参事 佐藤健志
教育総務課長 大瀧浩信
学校教育課長 坂口伸
生涯学習課長 田部一
文化課長 植村泰徳
中央公民館長 栗城由紀
教育総務課長補佐 佐藤裕市
学校教育課長補佐 瓜生昭彦
生涯学習課長補佐 田中勲
文化課長補佐 鈴木宏康
中央公民館長補佐 佐藤誠
- 5 閉会 午後3時57分

平成 31 年 3 月教育委員会定例会

日 時 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 午後 2 時

会 場 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告

(2) 教育長の報告

報告第 26 号 共催、後援等の承認について

報告第 27 号 県費負担教職員の異動に係る内申の報告について

報告第 28 号 平成 31 年度喜多方市公民館事業計画の承認について

6 承認事項

承認第 3 号 県費負担教職員の異動に係る内申の承認について

7 審議事項

議案第 34 号 喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則について

議案第 35 号 学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱について

議案第 36 号 喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第 37 号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 38 号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について

議案第 39 号 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更につい
て

議案第 40 号 喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱について

議案第 41 号 喜多方市社会教育指導員の委嘱について

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

・第 2 回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会について(

9 連絡事項

(1) 平成 31 年喜多方市立小・中学校入学式について

(2) 平成 31 年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)について

10 閉 会

教育長

皆さん、こんにちは。

全員おそろいになりましたので、これより平成31年3月教育委員会定例会を開催いたします。

開会時刻ですが、午後2時ちょうどということでお願いします。

次に、会期の決定についてお諮りをいたします。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、会期については本日1日と決定いたします。

続いて、書記の指名についてお諮りをいたします。書記につきましては、教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、書記につきましては、教育総務課佐藤裕市課長補佐を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

続いて、4番の会議録の承認に移ります。

本日、3回分の会議録が届いていると思いますが、よろしいですか。これについて訂正事項等ありましたら、発言をお願いいたします。特に訂正はないということよろしいですか。

高橋委員

委員の高橋です。

訂正ではないんですが、質問があつて教えていただきたいんですが、「こども」という字の書き方についてなんですけれども、1月の議事録のほうでは、にんべんの「供」という字を使った「子供」で書かれているんですが、以前いただいた「喜多方市の教育」のようなものを見ると、「こども」の「ども」は平仮名で書いて、最近はにんべんの「供」というのもまた文部省でも使うように、最近といつてもちょっと前ですけれども、なっているという話も聞いているんですが、特に何か定めのようなものがあるのでしょうか。

教育長

どうですか。

教育部参事

この「こども」の書き方については、統一した定め等は、教育委員会のほうでも持ってはございません。ただ、今までの文科省関係のほうですと、今お話もありましたけれども、「こ」は漢字、「ども」は平仮名を使っているというのが主流でございました。

今、「ども」が漢字にまたなっているというようなお話だったんですが、そこはちょっと把握はしていないんですけれども、通常ですと本市の教育委員会でも平仮名の「ども」は使ってきた経緯がございます。ちょっと資料等で混在していたという部分、見受けられたかなと思いますので、その部分については事務局として統一はしていきたいと思います。漢字の「子」に平仮名の「ども」でいきたいなど。

ちなみに、市長部局にこども課があるんですけれども、そこは全部平仮名になっており、そういった意味で、行政として統一した定めというのは持っていないというのが現実的なこととなります。

今後、教育委員会としては、漢字の「子」に平仮名の「ども」で統一して使ってまいりたいと思いますので、よろしく願いしたと思います。

高橋委員

わかりました。

それとあわせて、例えば「しょうがい」という場合の「がい」の字についても、最近はいろいろまた形が変わってきているのもあるので、どちらでもいい場合はいいんですけれども、もし統一したほうがいいような場合は、やはり関係する公民館ですとか、そういうところにもちょっとこう教えていただきたいなど思ってお尋ねしました。ありがとうございました。

教育長

ありがとうございます。

今の「こども」、それから「しょうがい」ですね。あと「ひとりひとり」は、「一人一人」と書く場合と、「一人ひとり」と書くものとかいろいろあるんですが、これもその時々によって変わったりもするんです、実際にね。ただ大きくは、福島県の場合だとよく県のほうである程度定めのようなものを提示するケースがあるんですが、「こども」の場合だと、やっぱり「こ」が漢字で「ども」は平仮名が多かったかなと思います。あと「しょうがい」の場合だと、「がい」は平仮名を使うように大概統一されている部分がありますので、その点も踏まえて今後のこともありますので、その辺は統一してまいりたいと思います。

ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

では、3回分の議事録について、特に訂正はないということで、承認についてお諮りをいたします。提出のあったとおり承認することによってよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議事録については承認することといたします。

 続いて、報告事項、こちらを取り上げたいと思います。

 初めに、事務局より加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 今回、事前に送付いたしました資料について、訂正箇所が多かったものですから、本日新たに机の上に配付させていただいております。大変申しわけございません。こちらのほうをごらんいただきながら説明させていただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

教育長 今、説明あったように、新たな冊子が配付されていると思うので、そちらのほうでということでもよろしくようお願いいたします。

 それでは、行事等の報告についてであります。ここについて事務局から。

教育総務課長 それでは、行事等の報告について説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

 前回の2月の定例会以降、本日までの行事等につきましての報告でございます。今回、7件の行事等がございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。なお、説明は省略させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

 以上です。

教育長 それでは、行事の報告について今説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 それでは、今説明のあった行事等の報告については、説明のとおり承認するというにいたしますので、よろしくようお願いいたします。

 続いて、(2)の教育長の報告ということで、報告が26、27、28号と3件あります。

 初めに、報告第26号共催、後援等の承認についてとあります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、報告第26号共催、後援等の承認についてご説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

 喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、2月の定例会以降、共催を1件、後援を7件承認いたしましたの

で、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会であります。

それぞれの内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管の共催2件、後援3件についてご説明を申し上げます。

共催の1番でございます。事業名が蔵のまち喜多方桜ウォーク2019でございます。これにつきましては、募集定員2,000人で開催をしているものでございますが、開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次に後援の2番、事業名、第1回喜多方子どもスポーツまつりでございます。これは、スポーツ雪合戦を通して、体力向上やスポーツに対する感性を育むとともに、児童生徒の交流を促進するために開催したものでございます。参加児童生徒数は75人で行われました。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

後援の4番でございますが、第15回華舞翔新体操倶楽部発表会でございます。これは、発表を通して社会性や人間性を育てるとともに、新体操の技術向上と普及を図ることを目的に開催されているものでございます。出演者につきましては約60名で、幼稚園児から社会人までの年齢等の方でございます。観覧者でございますが、総人数500人程度を予定しているということでございました。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

後援の8番目、倫理経営講演会でございます。これは、市内企業の発展と健全な経営に資することを目的に開催されているものでございます。内容でございますが、事業体験報告や朝礼の実施の実演、講演会などを予定しているということでございます。参加予定人数は250人を予定しているということでございます。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

文化課長

それでは、文化課所管分、後援4件についてご説明申し上げます。

3ページであります。ナンバー3、事業名、第27回塩川萌黄展であります。開催日以下については記載のとおりであります。内容につきましては、絵画の愛好者の集まりであります萌黄会の会員の技術の向上並びに親睦を図るために年1回開催をし

ている美術展というものであります。

続きまして、ナンバー5、第30回会津卯月会美術展、開催日以下につきましては記載のとおりであります。内容につきましては、萌黄展と同様に、絵画の愛好者でつくる会員の技術の向上並びに親睦を図るために年1回開催をしている美術展となっております。

4ページの一番上であります。ナンバー6、第162回例会「ルプチ プリンス ～星の王子様～」劇団鳥獣戯画公演、開催日以下については記載のとおりであります。内容につきましては、劇団鳥獣戯画による星の王子様を題材とした劇団員2人によるパフォーマンスミュージカルとなっているところであります。

その下になります。ナンバー7、事業名、第3回はぐまむマーケット、開催日以下につきましては記載のとおりであります。内容につきましては、団体が行います自然に沿った暮らしと育児をともに楽しむ方々による屋外のイベントということでありまして、熱塩加納町の宮川公園でさまざまなイベントが行われるということで、30年度の4月から開催しており、今回で3回目となるというものであります。

以上です。

教育長

それでは、今説明ありましたが、共催1件、それから後援のほう7件ということで説明ありました。ここについて、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

ご質問、ご意見等なしということで、では、ただいまの報告事項ですが、第26号共催、後援等の承認についてであります。このとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、報告第26号は、原案のとおり承認されました。

続いて、報告第27号県費負担教員の異動に係る内申の報告について、これをお諮りするんですが、このことについては人事案件でございますので、非公開という形にいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明を求めます。

【非公開】

教育長 それでは、報告の第27号についてですが、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、このとおり承認することになります。

 続いて、報告の第28号平成31年度喜多方市公民館事業計画の承認についてを申し上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長 それでは、私から報告第28号平成31年度喜多方市公民館事業計画の承認についてご説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

 喜多方市公民館組織運営に関する規則第7条の規定に基づき、平成31年度喜多方市公民館事業を下記のとおり承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

 承認した計画につきましては、平成31年度喜多方市公民館事業計画、別冊になります。

 承認年月日は、平成31年2月8日になります。

 それでは、事業計画のほうをご説明させていただきますので、別冊のほうをごらんいただきたいと思います。

 この平成31年度公民館事業につきましては、去る2月5日に開催いたしました公民館運営審議会の諮問を受けて作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。概要をご説明申し上げますと、15館ある公民館では、喜多方市教育振興基本計画、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進に基づき、平成30年度事業のマーケット調査、公民館運営審議会の意見などをもとに事業を計画いたしました。

 事業計画では、各公民館で方針や努力目標を定め、人づくりの指針に基づく人づくりの指針推進事業、地域の歴史・文化・自然など、地域の特色を生かした生涯学習推進特別事業、学校や地域の団体等と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図る家庭教育などの事業を実施してまいります。事業に関して、新規事業、改善事業等について記載がございますが、詳細につきましては、公民館事業計画書のとおりでございます。

 以上、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。

教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、このことにつきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。

地域の特色を生かした事業というのをそれぞれ取り組んでいらっしゃるというのが、この中を見るといろいろわかるんですが、参加者の対象者がほとんど市民になっていて、他市町村の方の参加、広域からの参加ということがないなというふうに感じたんですが、特に地域の特色を生かした講座で、人数に余裕がある場合などは、ぜひ他市町村からの参加、他県でもいいし、そういった方の参加を少し積極的に取り入れていただけたらいいかなと思います。例えば、私は山都公民館に昔いたので、山都のそば粉100%のそばの打ち方などというのは、むしろ町民の方ではできる人が多いので、山都以外の方、あるいは会津若松や福島市内から来ている方もいらっしゃったので、他市町村との交流というところも視野に入れて、少し積極的に考えていただけたらなと思っているのですが、いかがでしょうか。

中央公民館長

事業計画の中で、対象者市民と記載しておりますが、余裕があれば他市町村からの参加を受け入れるという方針で計画しております。生涯学習ガイドを4月1日に発行するんですが、その中ではどなたでもということで、地域は問わない事業もありますので、ご了承いただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ちなみに、生涯学習ガイドって配付されますよね。あれはどういう範囲で配付されるんですか、市民だけですか。

中央公民館長

各戸配付で、基本的には市民だけです。ただ、今年度途中からホームページ等々に載せておりまして、各公民館便りもホームページで記載しておりますので、いろんな地域の方にごらんいただけたらと思います。

教育長

そうすると、ホームページ等でも広くこう他地区の方も見られるような、そういうシステムにはなっているということでありまして、内容的にも他町村からでも参加可能ということでありまして、他地区からたくさんの方が集まればいいなと思います。

それでは、報告第28号については、ご質問、ご意見等ほかはないということですので、ここについてはこの原案のとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めますので、報告第28号平成31年度喜多方市公民館事業計画の承認については、原案のとおり承認することといたします。

以上で報告事項は終わりたいと思います。

続いて、承認事項に移りますが、初めに事務局より加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 特にございませんでよろしくをお願いいたします。

教育長 それでは、承認第3号県費負担教職員の異動に係る内申の承認についてに移ります。こちら人事案件でございますので、非公開という形にいたしますので、よろしくをお願いいたします。事務局より説明をお願いいたします。

【非公開】

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、承認第3号についてであります。原案のとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、承認第3号県費負担教職員の異動に係る内申の承認については、原案のとおり承認することといたします。ありがとうございました。

続いて、7番の審議事項を取り上げます。

ここについては、議案第34号から41号まで議案がありますが、まず初めに、事務局より加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましては、差しかえさせていただきました本日お渡しした資料で修正いたしておりますので、よろしくお願ひします。

教育長 それでは議案の第34号喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを取り上げます。このことについて、事務局より説明を求めます。

学校教育課長 それでは、議案第34号につきまして、本日の8ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第34号喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則。

喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正するとするものでございます。

提案理由といたしましては、学校の通学区域について、規定の整備を行うため所要の改正をしようとするものでございます。今回、通学区域の表現に曖昧な部分があることから、見直しを図ったところでございます。

8ページの別表第1ということで、各小学校の通学区域を整理させていただきました。後ほど新旧対照表で詳しく見ていただけるかと思えます。

なお、この表において複数の学校が指定されている行政区にあっては、その通学区域の詳細は、教育長が別図で定めるということで加えてございます。

別表第2は中学校の通学区域ということで、通学区域を整理させていただきましたものでございます。

この表において、複数の学校が指定されている行政区にあっては、その通学区域の詳細は教育長が別図で定める。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するというにすることをさせていただきます。

なお、12ページ以降、資料として新旧の対照表を載せてございます。左側が改正後の分でございます。行政区の名前であったり、その通学区域の範囲を示す言葉であったり、文言であったり、そういったところを整理させていただいたところでございます。

17ページ以降になりますが、今度は改正後の規則ということで、規則の体裁ということで、案としてございます。今回改正をさせていただいたところ、アンダーラインを引いてございます。

なお、公布の日以降におきまして、市のホームページ、また教育委員会の学校教育のポータルサイト、各学校等には通知、周知を図りたいと考えてございます。学区を変更したわけではありません。その地名であったり、その整理をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

教育長

ただいま説明ございましたが、これより質疑のほうに入りたいと思えますが、まず初めに、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。（「ちょっと補足をしたいです」の声あり）

教育部長

12ページの新旧対照表で説明を申し上げたいと思えます。

12ページの左側が改正後で、右側が現行、今の定めが書かれています。例で申し上げますと、一番上、両方とも第一小学校というふうになってございます。現行のところを見ていただくと、空欄のアンダーラインがあって、「新仲町、本仲町、寺町一区、寺町二区のうち、市道押切東線及び市道押切工業団地1号線で囲まれた南西部を除く」と、非常にわかりにくくなっていました。実際、一部の路線は路線名が新しく変わっていたりしております。現行と合わないところあり、行政区名を入れまして、「上町東区、西区、新仲町、本仲町、寺内一区の一部の区域」というふうに表現を改めています。

このほかにも紛らわしいような表現があったので、こういうふうに一部の区域ということにして、その一部の区域という部分だけでは明確にはわからないので、教育長が別図で定めるということで、図面をちゃんと地図に落として、この一部の区域というのはここですよというのを表示するようにしたというような中身が主なものでございます。非常に今までわかりづらかったので、そういうふうなことで改正をしたというのが趣旨でございます。

教育長

今、教育部長の説明もありました。図面がきちっとできていますので、それを見れば中身も区域についてもこうなっているなどというふうな区切りもわかるということでございます。

あと、ご意見はございませんか。（「いいですか、意見」の声あり）

大森委員

教えてください。一般的にその公立の小中学校、いわゆる学区があって、その中でよく聞くのはいわゆる自由学区とかって聞くんですけれども、今のご説明だと、自由学区というのは基本的にないという前提なのかなというふうに理解はしたんですけれども、実際どうなのかというのを知りたかったんですけれども。

学校教育課長

自由学区につきましてはと申しますか、保護者の皆様中心にお話しされたり、学校でよく職員がしゃべったりはしていますが、今回こうやって整理させていただいて、なおさらなんですけれども、そういったところは設けてはございません。

教育部参事

きちんと学区についてはこのように定められているんですけれども、いろんなケースがございます。例えば、第一小学校の学区に入っているけれども、おじいちゃんとかおばあちゃんが第二小学校学区にいてそこから通わせたいという場合は、第二小学校のほうに変更するということができるような仕組みになっております。さらには、保護者のほうの申し出で、第一小学校の学区

にはなっているけれども、距離として二小のほうが圧倒的に近いんだと。子供の負担等を考えるとそちらのほうに学校を変えてほしいというような申し出に基づいて教育委員会として対応して、その児童だけ学校を移すというようなケースもございます。そういったことが最近多い。特に、おじいちゃんのうちから通うという、そういったものを捉えて、保護者の方々が自由になっているんだというふうにはちょっと半ば誤解されている部分があるのかなというふうには感じております。仕組みとしてはそういった仕組みがございますので、そのようなことでご理解いただければと思います。（「わかりました、ありがとうございます」の声あり）

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

今、参事からあったように、学区はきちんとしているわけなんですけど、距離的にとか、あと安全性とか、保護者の関係とか、お仕事の関係とか、それらを教育委員会のほうにきちんと申請していただいて、こちらが認可すればそっちの学校にも行けるという形をとっております。

よろしいですか。ほかにはございませんか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、議案の第34号についてですが、ご質問、ご意見はないということですので、これについて委員の方々の決裁というかいただきたいと思いますが、このとおり可決するということではよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第34号の喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。このことについて、事務局より説明を求めます。

学校教育課長

それでは、21ページをお開き願います。

議案第35号学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱についてでございます。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医及び学校歯科医を下記のとおり解嘱及び委嘱するとするものでございます。

提案理由といたしましては、退任届の提出に伴いまして、学校医及び学校歯科医を解嘱するとともに、後任として新たに学校医及び学校歯科医を委嘱したいとするものであります。

21ページの上の表でございます。解嘱学校医・学校歯科医ということで、7件の案件がございます。こちらにつきましては、解嘱ということでのお示しでございます。お名前、所属等につきましてはごらんとおりでございます。

続きまして、21ページの下段になりますが、新しく委嘱候補者として挙げさせていただいたものが9件ございます。氏名、所属等につきましては記載のとおりでございます。

委嘱日につきましては、平成31年4月1日とさせていただきますと思います。

解職学校医につきまして7件、委嘱候補ということで9件ございますが、これにつきましては、塩川小学校におきまして、学校医、それから学校歯科医を1名ずつ追加するものでございます。これにつきましては、第一小学校、第二小学校の規模には2名ずつの配置をしてございます。塩川小学校についても1名ずつの増ということでの9件でございます。

以上、お願いいたします。

教育長 ただいま説明ありましたが、質疑のほうに入りたいと思います。まず初めに、ご質問ありましたらお願いいたします。ございませんか。

<なしの声あり>

教育長 では、続いて、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、お諮りいたします。

議案第35号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしと認めますので、議案第35号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第36号喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてを申し上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 23ページをお願いいたします。

議案第36号喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてでございます。

提案理由でございますが、辞退届の提出に伴い、社会教育委員を解嘱するとともに、その残任期間について後任の委員を委嘱したいとするものでございます。

本文を読み上げます。

喜多方市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、喜多方市社会教育委員を下記のとおり解嘱及び委嘱する。

1の解嘱する社会教育委員さんにつきましては、記載のとおりでございます。解嘱日は平成31年3月31日でございます。

2の委嘱する社会教育委員さんは記載のとおりでございます。委嘱日は平成31年4月1日で、任期は2020年3月31日まででございます。

以上です。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質疑のほうに移りますが、初めに、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 続いて、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 ご意見、ご質問等ないということですので、議案第36号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めますので、議案第36号喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決します。

続いて、議案第37号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてを上げます。これについて、事務局よりまず説明を求めます。

生涯学習課長 24ページをお願いいたします。

議案第37号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、新たにスポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

本文を読み上げます。

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱する。

1の委員候補者につきましては、別紙のとおりでございます。

2の委員の任期につきましては、平成31年4月1日から2021年3月31日まででございます。

次ページをお願いいたします。

喜多方市のスポーツ推進委員の候補者の名簿でございますが、25ページから26ページにかけて41名の方でございます。

以上です。

教育長 ただいま説明ありました。質疑のほうに入ります。まず初めに、ご質問はございますか。

大森委員 大森です。
この喜多方市スポーツ推進委員という方々は、41名候補者いらっしゃいますけれども、具体的にその推進委員の方はどういうことをやられるんですかね。それぞれの分野いろいろあると思うんですけれども。

生涯学習課長 スポーツ推進委員さんは、スポーツのその地域における推進ということで、主にニュースポーツなどの推進などで、地域の要請に基づきまして講習などを行っておりますほか、市のさまざまなイベント関係の協力などをいただいております。具体的には、オリンピックデーランですとか、あるいはこども駅伝とか、ふくしま駅伝大会とか、数々の事業にご協力をいただきながら市のスポーツ振興のご支援をいただいている皆様でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

教育長 よろしいですか。（「はい」の声あり）
ほかにございますか。

高橋委員 高橋です。
以前、合併前の旧支所があるところは、以前10名ぐらい何か定員がいて、スポーツ推進委員、体育指導員と言っていたころだと思うんですけれども、その方たちが地域のスポーツの振興にすごく頑張ってやっていたのを記憶しているんですが、今合併してそこを見ると、熱塩、塩川、山都、高郷は10名までいかにしないにしても、7、8名のような形で人数がいらっしゃるんですけれども、いわゆる旧喜多方の人数が少ないなと思うんですけれども、その辺は何かこう仕事量の差というか、何か弊害というか、そういったものはないんでしょうか。

生涯学習課長 スポーツ推進委員さんの業務そのものにつきましては、各地区で活動をされて、旧市町村単位で活動している行事等ありまして、またそのほか市全体で活動している、ただいまおたがしでお答え申し上げましたような全体的な活動がございます。全体的にスポーツ推進委員さんの人数というのは減ってきてございまして、その理由といたしましては、イベント時期とその仕事、農繁期なども含めまして、仕事が重なって出席ができないことが多いというようなこと、またご高齢のスポーツ推進員はスポーツに対する協力でございますので、体調的にきついというようなこと、また他の地域活動も重なっていて、スポーツ推進委員さんの活動と

しての時間がとりづらくなってきたというようなことから、旧市町村単位の喜多方地区の合併当初には、旧喜多方で申し上げますと14名ほどおりましたが、現在はそのようなことから人数が減ってきている状況でございます。（「定員どのぐらい」の声あり）

生涯学習課長

定員につきましては、53名の定員で、地区ごとに何名というような定員にはなってございません。ただ、おおむねその合併したときの定数で申し上げますと、喜多方地区が14名でございました。なお、ご参考までに申し上げますと、熱塩加納地区が11名、塩川、山都が10名、高郷が8名という定員で合併をしているところでございます。

教育長

先ほど言ったような理由でなかなか定数にならないと。

高橋委員

ご説明いただき、よくわかりました。

この委員さんの方々に対して、何か異議があるということではないんですが、山都の経験を考えてみると、やはりスポーツ推進委員にいろいろ公民館の事業なども連携して一緒にスポーツの推進というのを図っていくということがかなりお互いに連携していた部分があったんだけど、それを考えると、例えば岩月、熊倉、関柴といったところでそれほど人数がいらっしゃらないと、公民館とのスポーツ推進委員とのかかわりというかがやはりほかに比べると薄れてしまう、そういう感じもするので、もし構わないのであれば、もっとふやしても。高齢の方で担当をしていただけるスポーツの推進もあれば、若い人でなきゃできない、例えば飯豊山登山の支援ですとか、専門的な方でなきゃできない、スキー教室なんかもそうだと思うんですけども、そういう連携もあると大変よかったので、少し考えていただけたらなというふうにちょっとこれを見ていて感じました。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、人数が少なくなっていることへの対応でございますが、これについては、スポーツ推進委員は組織の活性化を図りながら、また日々の活動日数の平準化ということで、委員さんの中では一部の委員さんに負担が行かないように、皆さんに均等に活動をしていただくような形で、人数が少なくなっても活動、イベントなりのご協力がいただけるような平準化を図っていきたいというふうに考えてございます。

また、委員さんの確保に向けた取り組みでございますが、市の広報やホームページなどで引き続き継続してお知らせをして募集をかけていきます。また、各イベント等におきましても、その

イベントのときにブースを設けて、参加者の皆様方にスポーツ推進委員さんへの加入について呼びかけをして、そして加入のスポーツ推進委員さんの増員が可能かどうかというようなことで取り組んでいきたいと考えてございます。これらの取り組みで今回41名でございますが、定員53名となるような努力をしてみたいと考えております。（「ありがとうございます」の声あり）

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

では、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、議案第37号についてであります。ご質問、ご意見等ないということですので、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めます。それでは、議案第37号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第38号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてを申し上げますので、事務局より説明を求めます。

生涯学習課長

27ページをお願いいたします。

議案第38号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてでございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、新たに学校開放体育施設管理指導員を委嘱するものでございます。

本文を読み上げます。

喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり委嘱するものでございます。

1の指導員候補者につきましては、記載の12名の方でございます。

28ページをお願いいたします。

2の指導員の任期でございますが、平成31年4月1日から2020年3月31日まででございます。

12名の方全員再任でございます。

教育長

では、今説明ございましたが、質疑に移ります。初めに、ご質

問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、続いて、ご意見ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということですので、議案第38号については、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めます。

それでは、議案第38号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第39号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてを取り上げます。事務局より説明をお願いします。

文化課長

それでは、議案第39号をご説明いたします。

29ページをごらんいただきたいと思います。

議案第39号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてであります。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画を下記のとおり変更したいとするものであります。

提案理由につきましては、今ほど申し上げました保存計画につきまして、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会から答申を受け、変更をしたいとするものであります。

1、伝統的建造物（特定物件）の追加・削除でありまして、表に掲載してございますとおり、特定物件と言われる伝統的建造物の追加が4件ございます。これにつきましては、その追加の理由につきましては、表の右端にありますとおり、平成30年11月30日付で所有者本人により、伝統的建造物の特定に関する同意書の提出があったためであります。

削除につきましては1件、記載のとおりであります。建物の除却のためということですが、前回教育委員会での諮問でご説明申し上げましたとおり、保存計画作成時には既に建物が除却をされていたというようなことでありまして、保存計画の中に誤って記載されていたので、その誤りを正したいとします。

次ページをごらんいただきたいと思います。

30ページにつきましては、この現建築にかかわります保存審議

会からの答申でありまして、表の追加の理由につきましては、いずれも明治元年（推定）の建物で、保存計画第3章に定める特定基準を満たしているためということ、この第3章にあるものにつきましては、建築物については昭和30年代までに建てられた「みせ」、「主屋」、「土蔵」などで、伝統的な建物の特性をよく維持しているものというふうに認められたということでもあります。

別紙内容につきましてさらにご説明をしたいと思いますので、別紙としてカラー刷りのものが2枚、別冊として保存計画となっておりますのが1冊ございます。

まず別紙で黒く塗りつぶしたようなもので範囲を示してございます。地図の上が北であります、中央に十字になっております東西の道路が国道459号線であります。赤印の部分を追加したいとするものと、紫色の部分を削除したいとする部分であります。

別紙のもう一枚の写真が載っていますところを見ていただきますと、拡大したものとなっております、道路側から「みせ」、その右側が土蔵の①、その右側が主屋、少し離れて一番右側が土蔵の②というような形での建物となっております。削除の物件につきましては、紫色で表示している部分が既に取り壊しをされている分ということでもあります。

別冊の保存計画が載っておりますところの14ページをごらんいただきたいと思っております。14ページのちょうど真ん中あたりで網がかかっておりますナンバー81の土蔵、この部分をこの表から削除をしたいとするものです。

それから、17ページをお開きいただきたいと思っております。17ページの一番表の下、ナンバー183から186の4件をこの部分で追加をいたしたいとするものであります。

さらに24ページをごらんいただきたいと思っております。保存計画にあります別図の2、伝統的建造物の分布ということで、このように全体を変更したという内容となっております。

以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、質疑のほうに移ります。初めに、ご質問ありましたらお願いいたします。〈なしの声あり〉

教育長

では、ご意見ございませんか。

〈なしの声あり〉

教育長

ご質問、ご意見がないということでもありますので、議案第39号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声あり〉

教育長

では、異議なしと認めます。

それでは、議案第39号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第40号を取り上げます。喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱についてであります。ここについて事務局より説明を求めます。

中央公民館長

私からは、議案第40号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱についてご説明させていただきますので、31ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、提案理由ですが、辞職願の提出に伴い、公民館長を解嘱し、その残任期間について後任の公民館長を委嘱するとともに、任期満了に伴い新たに公民館長を委嘱したいとするものでございます。

前に戻ります。

喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項の規定に基づき、喜多方市公民館長を下記のとおり解嘱、委嘱するものでございます。

まず、1、解嘱館長は、岩月公民館及び豊川公民館長で、氏名、住所、性別、年齢は記載のとおりです。なお、解嘱日は平成31年3月31日でございます。

2、公民館長候補は、14館全ての公民館長で、氏名、住所、性別、年齢は記載のとおりです。なお、新任の公民館長は、岩月公民館長と豊川公民館長で、その他12の公民館長につきましては再任となります。また、豊川公民館長につきましては、前館長の残任期間のため平成31年4月1日から2020年3月31日までで、その他の公民館長につきましては、平成31年4月1日から2021年3月31日までの2年間となっております。

以上で説明を終わります。

教育長

今説明ありましたが、質疑のほうに移ります。まず初めに、ご質問ございませんか。

荒明委員

荒明です。

組織運営に関する規則の内容がちょっとわからないんですが、任期が終わった後で、辞職願が出ない場合はまた引き続きお願いするような形になっているのでしょうか。何年も続いている方はいらっしゃらないのでしょうかということで教えてください。

中央公民館長

任期満了になりますと、承諾書という形で出させていただきます

て、また引き続き2年間承諾していただくという形をとっております。

荒明委員 本人が続けたいという希望があれば、ずっと続くということで、基本的に今までかわった方は、本人から辞職願があった場合に新しい方をお願いするというような形で来ているわけですね。

中央公民館長 任期満了に伴います前に、辞職したい場合は辞職願を提出していただきます。任期満了になりました場合は、やめたいと希望する館長につきましては、次の期間の承諾書を提出していただかないということで対応しております。

教育長 よろしいですか。

荒明委員 再任は何回でも大丈夫ということですかね。

中央公民館長 以前は4年の任期でしたが、平成28年度より2年の任期となっております。また、内規で12年を限度としております。（「はい、わかりました」の声あり）

教育部参事 今ほど公民館長からありましたように、規則上においては特段任期というのは定めておりません。ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、内規でもって定めているというような実情であります。なお、任期が当初4年から2年にしたという経過、今ここで話しありましたけれども、公民館長さんは、ある意味激務というか大変な部分がありまして、4年間はどうしても長いというような、各公民館長さんからのご意見をいただいた上で4年を2年とした経過がございます。ただ、お願いする際には2期はお願いしたいというようなことでお願いして、4年間だけはというようなことでこれまでもお願いをしてきた経過がございます。中には都合によって2年だけで終わられるという方も、今回解嘱されるお一人はそうなんですけれども、そういったケースもあるということで、そのようなことをご承知おきいただきたいと思います。

教育長 よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」の声あり）
そのほかにございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

<なしの声あり>

教育長 では、ご意見はありませんか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、ご質問、ご意見ともになしということでありまして、議案第40号については、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

が、どこでも館長とか指導員が1人おやめになると、最低でも2人、あと配置替えをすると1人しかわからないという状況になってしまいますので、そこも考慮して、地域性も考えまして、あと仕事の量的なものも考えまして、公民館長のほうからなるべくならわかる人を長く置いていただきたいというご要望もあります関係上、このような配置を考えさせていただきました。

教育長
教育部参事

よろしいですか。

社会教育指導員の基本的なところを説明させていただきますけれども、我々市の職員と違いまして、社会教育指導員については非常勤の特別職という扱いになっており、給与というより報酬というような形でお支払いしているというような職員、そういった位置づけになっています。したがいまして、報酬額も条例で規定されておりますが、そこが変わらない限り、何年いても給料が年数に応じて上がっていくというようなシステムにはなっていないということで、しかも60歳定年というようなことで、退職金もないというような状況もございますので、この部分については、今後いろいろ待遇の面も含めて、中央公民館を中心にしながら、生涯学習課を中心としながら検討はしていきたいと考えてございます。今現在の立場というのはそのような立場でお願いしているということになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

教育長

ありがとうございます。そこの説明もあったわけですが、それも含めた形でご質問、あとご意見も含めてありましたらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。

社会教育指導員のことについては、ちょっと私も申し上げづらいところがあるんですけども、あえてお願いなんですけど、ただいま、あり方について以前から考えていくということは伺っています。市の職員の準じるということで、採用されるときにそういう説明は受けて採用されるわけですけども、市の職員に準ずるので60歳で定年はします。兼業もだめですという説明を受けます。でも、ほかのところはあまり準じていないなというところもあるので、例えば残業もボーナスもなしの中でずっと長くやってきて、知り合いの仲間たちの中には疲れ切ってやめていく人もいれば、子供が生まれるのでもう続けられないんです、戻ってくるそういう方法ありません、育児休暇もないしということで余り長く勤めるところじゃないよなという感覚がすごくあると。地域

の社会教育とか、コミュニティーを頑張ろうと言っている人たちが、それではやはりちょっと何だかがっかりしてしまうところもあるので、そういうところも含めて、その説明の仕方もお互いに理解しながら、地域を支えていこうという方向で言っただけるとありがたいんですが、余り形は変わらないかなとは思うんですね。でも、その中で、市のほうで社会教育指導員に期待するものとか、そういったところをもう少し温かい言葉で伝えていただくとやる気も出るかなというところが非常に感じます。

これから特にですね、学校の形が変わっていくと、公民館の形というのも変わらざるを得ない部分が出てくるわけなので、そういったときに、例えば学校がその地域からなくなってしまった場合に地域をどう支えるかというのは、やはりそれは社会教育の仕事だと思いますので、その辺も含めて、大変この方たちに期待する部分が多いので、ぜひぜひよろしく願いいたします。

教育長
教育部参事

ご意見ということで。

若干また補足になりますけれども、そもそも社会教育指導員の制度が始まったのはもう何十年も前であって、昔、退職された校長先生をどれだけ社会教育の中で活躍してもらおうかということで、当然退職された校長先生方をターゲットにしますから60歳以上と。ですから、当時は65歳、基準があったわけではないんですけども、どこの市町村もそのような関係でお願いをしていたという経過があるようです。それが、喜多方に限らずどこの市町村もそうなんですけれども、半ば公民館の普通の職員のような形になってきているというような現状がございますので、その辺は昔とかなり状況が変わってきているというようなところ、あと、今、高橋委員のほうからお話がありましたように、今学校の適正配置を進めている中で、その流れによっては、すごく公民館の位置づけというのが重要になるというふうに我々も認識しておりますので、その辺も含めながら、よくその実情を把握しながら検討をさせていただきたいと考えてございます。

教育長

これから先を考えると、ますます重要なポジションにもなってくるわけなので、いろいろな部分で早急に検討していかないとまずいなと思いますね。よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。ご意見等も含めてございませんか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、ご質問、ご意見等なしということでありますので、

議案第41号についてであります。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めます。

それでは、議案第41号喜多方市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

以上で、審議事項のほうは閉じたいと思います。

続いて、その他のほうで（１）、（２）とあるわけなんです。ここについて事務局からまず最初に全体的に加筆、訂正等があったら、特にはないですか。

では、教育長及び各委員からということで、委員の皆様方、何かありますか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということなので、では（２）のほうの事務局からということで、第２回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会についてが上っておりますので、事務局より説明を求めたいと思います。

学校教育課長

それでは、本日資料としてお配りをしてございます第２回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会についてをごらんください。

先月２月18日に第２回の審議会が終わりましたので、内容、それから主な意見等だけ今回ご報告をさせていただきたいと思えます。

内容としまして、審議会の開催日程について、前段と後段部分に今回分け、全体を通してもう一度ご審議をいただくため５月18日の審議会の追加開催などの報告をさせていただきました。

また、教職員アンケート調査についての報告させていただいたところでございます。

議事につきましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置の基本方針の前半部分、これは委員の皆様にも総合教育会議等で議論をいただいたところでございます。

審議会に出た主な意見を読ませていただきたいと思います。

（１）平成18年度において、適正規模適正配置の検討を始めたころの児童生徒数の将来推計と現在の将来推計を比べてみたいのでというようなご意見がございました。今回、基本方針の前半部分に、人口ビジョン等を入れてございます。そのいろいろな児童生徒数の推移が将来までの出ているわけですが、当時平成18年

度のころにやっていないのかというようなおたがしで、これについて比べてみたいというようなご意見でした。

(2) 番、長期人口ビジョンの施策効果を見込まない推計、これを示してほしい。市の人口ビジョンのその施策効果でこういう緩やかな減になっているが、それがない場合、どのような減り方をしていくのか、両方見てみたいというようなおたがしがありました。

(3) 番、本年度生まれた子供の実数値をもとにした推計のほうがより現実的な推計になると思う。そのため、住民基本台帳をもとにした推計も示してほしい。つまり、適正規模適正配置について、早ければ3年後、4年後ということなのですが、そのころまで人口は正確なものが出るでしょうということで、住民基本台帳をもとに推計を出してほしいということでした。

(4) 番、他市町村の取り組みで参考としているものがあるならば示してほしいというようなこと。

(5) 番、中学校の免外教員、自分の教科以外の免許の教科を教えている教員という意味です。過去3年間でいいので示してほしい。その数を基本方針の中に記載してはどうか。

(6) 番、次回の資料を早目に送付してほしいとのおたがしもございました。

この中で、本課としましては、(2)、(3)については、我々も一度考えましたし、なるほどなということ、基本方針の中に含めるかどうかについて、課内で検討しているところでございます。

というようなことで、約2時間にわたりまして第2回の審議会が2月18日に終わったところで、きょうご報告をしたところでございます。

なお、きょうもちょっと実は用意しておるんですが、お時間もしお許しいただけるようであれば、後段部分、前回できませんでした。ちょっとこのようなことで後段を考えているというような資料は、また前回お渡ししたものと同じなんですが、もしお時間とれるようでしたらと思っております。

なお、今後この後段部分については、来週3月19日、庁内検討委員会監事会、それから再来週になりますが、3月27日に庁内の検討委員会、ここでいろいろと精度を高めていきまして、4月年度明けまして、後ほど多分出るかと思っております、4月の10日には委員の皆様ご参加いただきます、市長と一緒にさせていただきます

総合教育会議を今予定してございます。それから、この上にもございますが、第3回目の審議会として4月17日を今予定しているというところでございます。このような予定で、計画で進行してまたまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。

以上でございます。

教育長 今、説明等あったんですが、ここに関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

大森委員 質問ですが、基本方針の前半部分について審議会のメンバーの皆さんに見ていただいて、その上での意見ということだと思っておりますけれども、要は前半部分の基本方針については、こんなのだめだよとか、そういうようなのよりは、いや基本方針はわかったんだけど、そのバックボーンとなるデータがこれじゃないやつも見たいんだけどという、そういうような意見が多かったということでしょうかね。

学校教育課長 大きな変更点であるとか、我々がちょっとこれ検討しなくちゃいけないな、あるいは反対のような意見というのはございませんでした。

教育長 よろしいですか。（「はい」の声あり）大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

<なしの声あり>

教育長 特にないということですので、この第2回喜多方市立小中学校適正規模適正配置の審議会については、この程度といたします。

それでは、9番の連絡事項に移ります。

（1）として、平成31年喜多方市立小・中学校入学式についてということであります。事務局より説明を求めます。

学校教育課長 それでは、35ページをお開き願います。

31年度の喜多方市立小・中学校入学式出席者一覧表というところで、これが小・中学校の入学式ということで計画をさせていただいたものでございます。

なお、ご存じのとおり、市役所のほうでもこれから人事異動等がありまして、確定になりました時点で再度送付をさせていただきます。また、告辞のほうも入れさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

教育長 今説明ありましたが、今の内容についてご意見、ご質問等ありましたら願います。よろしいですか。これから人事異動

等もあり、これは確定とまではまだいかないということになります。決まりましたらば再度ということでありましたので、よろしくお願いたします。

それでは、(1)の平成31年度喜多方市立小・中学校入学式については、この程度といたします。

続いて、(2)番、平成31年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてであります。ここについて説明を求めます。

教育総務課長

それでは、36ページをお開き願います。

平成31年度の教育委員会定例会・臨時会の開催予定の案でございますけれども、一番上に原則として毎月第2木曜日に定例会を開催する。ただし、議会等の日程と重複する場合は日程を変更するという、会議規則でこのように決まっております。

31年度につきましては、教育長・教育委員の研修会等ということで記載させていただいておりますけれども、こちらの日程と重なっている部分がございます。4月につきましても、木曜日ではなくてその前日、4月10日水曜日ということで開催を予定しております。翌日、11日に県の教育長会議があり、教育長が不在となりますので、4月10日というような予定をしております。

5月9日につきましても、一応今回5月9日と記載させていただきましたが、福島県市町村教育委員会連絡協議会の定期総会が重なっております。こちらちょっと日程のほう調整させていただきたいと考えております。なお、調整が終了次第、皆様のほうにご連絡させていただきたいと思っております。定例会と臨時会につきましては、この表の予定で進めさせていただきたいと考えております。

その下でございますけれども、31年度総合教育会議について、今回例年よりちょっと多く予定しております。最初はやはり4月10日、定例会の同日に開催を予定しております。2回目5月9日、こちらについても、先ほど申し上げましたけれども、調整させていただく予定でございます。今のところ7月までということで、とりあえず3回は予定しております。

その下でございますが、教育長・教育委員の研修会等ということで、今予定されている部分、記載させていただいておりますけれども、こちらそれぞれ教育長と教育委員、職務代理者という形で出席を求められている部分、全て記載しておりますので、そ

れぞれ各委員の方に出席していただくものということで分けて、後ほど各委員の方にご連絡させていただきたいと思えます。

それから、前回も申し上げましたけれども、3月28日に臨時会を予定してございます。こちらにつきましては、先ほどありましたように、喜多方市の職員のほうの人事異動の関係の内示が予定されておりますので、さきほどの教職員と同じで報告と承認という形の案件を予定してございます。特に、3月28日4時からということで臨時会を予定しております。

3月28日は、3時から教職員の離任式がござります。そちらが終わってから臨時会という流れになりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長

今後の教育委員会の定例会、あと臨時会等の日程については説明がありました。若干ここから修正される部分もあるということでありませ。

あと、最後にありましたように、3月28日、教職員の離任式が3時からですか、プラザでありますか、そのあと臨時会、そのあたりも準備というか、心の準備というか、よろしくお願ひいたします。

ここの内容について、何かご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、(2)番の平成31年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてはこの程度といたします。

以上で大きな内容は終わったのですが、続いてここで追加議案が1件ありますので、これからその内容について審議したいと思うんですが、これも先ほどの教職員の部分と同じように、人事案件の中身でありますので、非公開という形をとりますのでよろしくお願ひします。

それでは、追加議案、お手元に配付されたと思ひますが、内容について事務局より説明していただきます。

【非公開】

教育長

ここまでといたします。このことについては、これでよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、全て審議等終えたということで、これをもちまして平成31年3月教育委員会の定例会を閉じたいと思います。

なお、閉会の時刻であります、午後の3時57分ということでよろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後3時57分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐